

## 高槻市産前産後育児サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、妊産婦及び子育て家庭を対象に、支援員等を派遣することにより相談支援や家事・育児支援等（以下、「支援」という。）を実施し、産前産後の体調不良、育児への不安や負担に対応するとともに、妊産婦の健康維持増進及び子育て家庭の養育力向上を促し、安定した養育環境を整えることを目的とする。

高槻市産前産後育児サポート事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は高槻市（以下、「本市」という。）とする。ただし、市長は事業の目的を効果的に達成するため、事業の利用の可否及び利用の取消しを除き、事業を適切に運営できると認められる事業者（以下、「事業者」という。）に委託することができる。

2 委託する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条に定める支援の実施に関する業務及び本事業の利用決定を受けた者（以下、「利用者」という。）に対する支援内容に関する説明
- (2) 第9条に定める利用申込みに関する調整業務
- (3) 実績報告
- (4) 利用者からの問合せ等への対応

### (対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、本市に住所を有し、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産前の体調不良又は出産に対する不安感やストレス等のため、支援を必要としており、かつ、日中に同居の親族等の支援が得られない妊婦
- (2) 1歳未満の乳児の主たる養育者で、産後の体調不良又は育児に対する不安感やストレス等のため、支援を必要としており、かつ、日中に同居の親族等の支援が得られない者
- (3) 2歳未満の多胎児の主たる養育者で、日中に同居の親族等の支援が得られない者

### (支援内容)

第4条 支援の内容は次に掲げるものとし、利用者及び出生した1歳未満（多胎の場合は2歳未満）の児（以下、「対象児」という。）等に対する支援として、妊娠・出産・子育てにおける相談支援を行うとともに、日常的に行う範囲内で次に掲げるものを実施する。なお、外出に関する支援及び買い物を除き、支援を実施する場所は利用者の居宅とし、利用者や対象児が不在の場合は支援を行わない。

## 1 育児に関する支援

- (1) 授乳・離乳食の介助
- (2) 沐浴の介助
- (3) 対象児の世話（おむつ交換、着替えや食事の介助等）
- (4) きょうだいの世話（室内遊び、着替えや食事の介助等）

## 2 家事に関する支援

利用者が日常的に行っている家事（炊事、洗濯、掃除、買い物）

## 3 外出に関する支援

- (1) 健診や通院の付添い
- (2) 保育所、幼稚園、学校、習い事等の送迎及び付添い
- (3) 生活必需品の買い物の付添い
- (4) 各種手続きの付添い

## 4 その他市長が特に認めるもの

（利用期間及び回数等）

第5条 利用期間及び回数は、次に掲げる利用者の区分に応じて定め、当該各号に定める期間及び回数を限度とし、1回につき2時間以内、かつ、1日につき2回までを限度とする。

### (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる者

妊娠届出日から出産後1年に達するまでの間 15回

### (2) 第3条第3号に掲げる者

妊娠届出日から出産後2年に達するまでの間 45回

2 市長が特に支援が必要と認める場合、必要最低限の範囲において利用期間の延長及び利用回数を追加することができる。

（利用日及び利用時間）

第6条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を含む月曜から日曜とし、利用時間は午前8時から午後8時までの間とする。なお、事業者が支援を実施することができない場合、この限りではない。

（利用申請及び決定）

第7条 本事業の利用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、高槻市産前産後育児サポート事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、利用の可否について審査し、申請者に対し高槻市産前産後育児サポート事業利用可否決定通知書（様式第2号）（以下、「決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 利用者は、第5条第2項による期間延長及び回数追加を希望する場合、高槻市産前産後育児サポート事業利用変更申請書兼届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

4 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認内容の変更を決定し、その旨を速やかに高槻市産前産後育児サポート事業変更決定通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（再交付）

第8条 利用者は、決定通知書を紛失、汚損又は破損したときは、市長に対し、高槻市産前産後育児サポート事業決定通知書再交付申請書（様式第5号）を提出し、再交付の申請をすることができる。

2 汚損又は破損に係る前項の再交付の申請については、申請書に汚損又は破損した決定通知書を添付しなければならない。

（利用の申込み等）

第9条 本事業を利用するときは、利用者が事業者に直接申込みを行うものとする。ただし、必要に応じ本市は利用者に代わり、利用に必要な調整を行うことができる。

2 利用者は、申込みをする際に、利用残回数や利用期間等、調整に必要な事項について事業者に伝えなければならない。

3 利用者は、利用の日時等の変更及び利用を一時中止する事情が生じた場合は、支援の利用予定日の1営業日前の午後5時までに事業者へ連絡しなければならない。

4 利用者が前項に定める事業者への連絡を怠った場合、決定済みの利用回数から1回分の利用を減じるものとする。ただし、地震、水害、その他災害など、利用者の責に帰すべきものでない事由により連絡を怠った場合は、この限りではない。

（変更の届出）

第10条 利用者は、第7条第1項及び第3項による申請内容に変更があったときは、直ちに高槻市産前産後育児サポート事業利用変更申請書兼届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出により、第5条に定める利用期間及び回数に変更が生じた場合は、申請者に対し高槻市産前産後育児サポート事業変更決定通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の内容について事業者に対し必要な情報を提供するものとする。

（利用決定の取消）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を取り消すものとする。

（1）前条第1項による届出により対象者に該当しなくなった場合

（2）偽りその他不正な手段により本事業の承認を受けた場合

（3）前号に掲げるもののほか市長が本事業の利用に支障があると認めた場合

2 市長は前項に掲げる事由により利用を取り消したときは、利用者に対し、高槻市産前産後育児サポート事業利用取消決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（委託料）

第12条 本事業において本市が事業者を支払う委託料は、支援員の派遣1回2時間あたり6,600円（消費税等含む）とする。

2 キャンセルにより第4条に掲げる支援内容が実施されなかった回の委託料は発生しない。

（利用者が支払うべき費用）

第13条 本事業の利用に際して、利用者が支払う利用料金は無料とする。

2 生活必需品の買い物及び業務中の移動のために必要な交通費（支援員等の分を含む）については、利用者が支援員等にその実費を支払わなければならない。

（支援員の要件）

第14条 支援員は、次の要件をいずれも満たす者とする。

（1）自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者

（2）第4条に掲げる支援内容を適切に実行する能力を有している者

（3）子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有している者

2 支援員は、次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

（1）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（2）児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、その他の国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（3）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（身分証明書の携行）

第15条 支援員は、その業務中、常に事業者が発行する身分証明書を携帯し、利用者これを提示しなければならない。

(実績報告及び請求)

第16条 支援員は、家庭への支援を行ったときは、速やかに別に定める実施報告書を事業者に提出しなければならない。

2 事業者は、支援員の派遣を行った場合、別に定める実績報告書、実績集計表及び請求書を作成し、前項の実施報告書を添えて、支援を行った翌月10日までに市長に提出しなければならない。

3 事業者は、支援実施後も継続的に支援が必要な利用者について、本市へ報告する等連携するものとする。

4 事業者は、重大事故等が生じた際には、直ちに市長に報告をしなければならない。

(公表等)

第17条 市長は、報告があった事故等について、類似事故等の再発防止のため、事案に応じて検証・公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策について、事業者等へ情報提供するものとする。

(帳票類の整備及び管理)

第18条 事業者は、事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、支援内容の確認等について、帳票類の提出等、必要な調査を実施することができる。

3 第1項の帳票類は、実施年度の翌年度から起算して5年間保存とする。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。また、保存年度の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施すること。

(秘密の保持)

第19条 事業者及び支援員は、業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後又は委託期間終了後も同様とする。

(関係機関との連携)

第20条 市長は、本事業の円滑な運営のため関係機関と密接な連携を図るものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

高槻市産前・産後ママサポート事業実施要綱は廃止する。

## 附 則

- 1 この要綱は令和8年10月1日から施行する。
- 2 前項の施行日以後の本事業実施に必要な準備行為は、この要綱の施行前から行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際、高槻市産前・産後ママサポート事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、それぞれこの要綱の規定により作成した用紙として使用することができる。
- 4 この要綱の施行日において、旧要綱第8条に基づく申請をしている者は、この要綱第7条に基づく申請をしている者とみなす。
- 5 この要綱の施行日において、旧要綱第9条の規定による利用の決定を受けた者については、この要綱第7条の規定による決定を受けた者とみなす。
- 6 前項の規定に関わらず、この要綱の施行前に旧要綱第9条の規定による利用の決定を受けた者は、当該利用の決定に係る期間において、この要綱の実施日前に既に利用した回数を差し引いた回数を限度として、この要綱により支援の提供を受けることができる。